事例6 精神障害事案(医師)

- 労働時間認定のポイント (労働時間管理不適正・所定労働時間を特定・所定始業時刻 前の労働・所定終業時刻後の労働・休憩・休日労働・宿直 勤務)
 - ・ 勤務表によるシフトがあったが、産婦人科内で周知されておらず、勤務実態とかい離している実態であった。労働時間は自己申告(勤務時間申請書)により把握することになっていたが、被災労働者は自己申告をしていなかった。また、事業場関係者も適正な自己申告を行っていないと申述する等、労働時間管理が不適正であり、勤務表、勤務時間申請書により把握した労働時間は妥当ではないと判断した。
 - ・ 収集した資料や事業場関係者への聴取により産婦人科の1日、1週間のスケジュールを確認し、実態の所定労働時間を推定した。
 - ・ 手術室への入退室の記録、電子カルテのログ記録等客観的な記録を基に労働時間を 推計した。事業場関係者に被災労働者の電子カルテの操作内容を確認したところ、受 け持ちの患者に関するカルテの操作を行っていたため、電子カルテの操作を行ってい る時間は労働時間に該当すると推定した。
 - ・ 始業時刻前にも被災労働者が電子カルテの操作を行っていたことが確認されている。事業場関係者は、回診を行うため、始業前に患者の状態を電子カルテで確認する 必要があったと申述しており、始業時刻前から労働することを余儀なくされていたと 判断し、始業時刻前に電子カルテを操作している時間は労働時間と推定した。
 - ・ 事業場関係者の残業中に夕食を取る等の休憩をしていたとの申述から、夜間や休日 に被災労働者の電子カルテのアクセスが30分以上途切れる場合には、アクセスが途 切れている間、食事をとる等の休憩をしていたと推定した。
 - ・ 休日とされている土曜日、日曜日にも被災労働者が電子カルテの操作を行っていたことが確認されている。事業場関係者は、休日はなく、土日も病棟の回診等の業務を行うために出勤していたと申述しており、また、土日も医師が出勤して病棟の回診を行っていたと認識していたという院長の申述から、休日に出勤することについて黙示の指示があったと評価し、休日の電子カルテの操作を行っている時間や回診を行っていると推定される時間は労働時間と推定した。
 - ・ 当直日誌の記録により宿直勤務に従事していた日は、通常業務を終えた後に、宿直 (当直)勤務に従事していたと評価した。宿直勤務に従事する時間は、睡眠をとるこ とができる態様であることから労働時間から除外した。ただし、当直日誌、手術室へ の入退室、電子カルテのアクセス記録から、宿直中に急患や分娩等の対応に従事した と考えられる時間については、労働時間と推定した。
 - 院長、産婦人科医長など事業場の責任者からも労働実態について聴取した。

様式1

精神障害の業務起因性判断のための調査復命書

事例6

○○ 局	○○ 署					整理番	号	
署長長	課 長	係長		係		復命	年月日 令和 2	年9月3日
┃ ┃ 1. 調査官意見のとおり決	そ定する(令和 年 月	日)		調查	官職氏名	厚生	労働事務官	î Î
2. 下記事由により再調査	を要する。			受付	寸年月日	令和	和 2 年	3 月 6 日
				請	求種別	□療 ☑ 葬 その	祭 口障	木 業 ☑ 遺 族 章害)
労働保険番号	99. 9. 99. 999999—999		事業の種	種類			医療業	
事業の名称	県立労働基準	準病院			労働	者数		1,461 人
事業場の所在地	〒000-0000 〇〇県〇〇市				電話		999	(999) 9999
^{ありがな} 被災労働者氏名	うえすぎ けいこ 上杉 景子	生年	月日	昭和	63 年 8	月 2	日 性別	男・女
職種	医師		•					
ふりがな 請求人氏名	うえすぎ けいしん 上杉 景信	糸	売柄	父	雇入年	月日	平成 30	年4月 1 日
疾患名及び 発病時期	〔請求時〕疾患名:縊死(F) 〔決定時〕疾患名:気分(感情)『	障害(F:	発病 E 3)発病 E		年 月			
現在の状況	生存 死亡 (死亡年月日: 平成 :	30 年	11 月	10	日 死亡	時年齢	30 歳)
請求人の申述	請求人上杉景信(以下「請: 者」という。)が亡くなったの し、労災請求している。							
事案の概要(認定した事実)	被災労働者は、平成30年4 務していた。同年11月10日 被災労働者は、平日の時間: 1か月の時間外労働時間数は	l に自宅 外労働。 164:	で縊死し 以外にも 21 時間 る	したが 、休! と確認	、事故、 日労働、当 なれた。	事件性	は確認さ	れていない。
総合判断	業務以外の出来事、個体側要因は確認されていない。 「調査官意見」 本件は、 「業務上・業務外」と考える。 (理 由) 被災労働者は、平成30年11月上旬頃、気分(感情)障害(F3)を発病したと判断した。 発病前1か月におおむね160時間を超える時間外労働を行っていたことが認められ、この出来事は「特別な出来事」の特別な出来事の類型「極度の長時間労働」に該当することから、心理的負荷の強度は、「強」と判断される。 (医学意見書: 専門医・ 部会)							

1 総合判断

(1) 発病の有無等

精神障害発病の有無	有・無	発病時期	平成 30 年 11 月上旬(頃)
疾 患 名 (ICD-10 診断ガイド ラインによる)	気分(感情)障害(F3)		

(2)業務による心理的負荷

(2) 業務による心								
	心理的負荷が極度のもの・極度の長時間労働							
特別な出来事	有(極度の長時間労働) 無							
の評価	自殺直前の1か月(10月9日~11月7日)の時間外労働時間数は164:21時	間に及んでいる						
	ことから、極度の長時間労働に該当する。							
	出来事の有無 有・無 恒常的な長時間労働の有無 有・無							
	具体的出来事	心理的負荷の 総合評価の強度						
	() 平均 (I・II・ III)	THE HAT IM IN SUIT						
	具体的な内容及び評価:							
		弱・中・強						
	(類推の有無 有 ・ 無)							
発病前6か月間	(ア均(I · II · III)							
に起きた精神障 害の発病に関与	具体的な内容及び評価:							
したと考えられる業務による出								
来事及び出来事								
後の評価		弱・中・強						
	(類推の有無 有 ・ 無)							
	() 平均(I ・ II ・ III)							
	具体的な内容及び評価:							
		弱・中・強						
	(類推の有無 有・無)							

労働時間の状況 (時間外労働時間数) 起算日:11月7日	発病前1か月 164:21時間	発病前2か月時間	発病前3か月 時間	発病前4か月 時間	発病前5か月時間	発病前6か月 時間
複数の出来事の 全体評価						
総合評価			弱 「	強		

(3)業務以外の心理的負荷

出来事の有無	□確認できた♪	☑確認できなかった ☑確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない ☑確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものと認められる						
		具体的出来事						
発病前6か月間 に起きた病に関与 を を を を を を き た た た た に の 発 き た ら た ら た ら た ら た ら た ら た ら た ら た ら た		(類推の有無 有・	無)	I	П	Ш		
来事の評価		(類推の有無 有・	無)	Ι	П	Ш		
個体側要因の有無		いった 日容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められ 日容は下記のとおりでこれにより発病したものと認められる						
	既 往 歴	なし。						
個体側要因の評価(顕著な事項及び内容)	アルコール等 依 存 状 況	なし。						
	その他	なし。						

2-1 出現した心身の症状等に関する事項

	医療機関名	受診	期間	病	名
当該疾病に関する	加参(年		月〕〔)
精神科等		年	月~ 年	月〕〔)
の医療機	[] [年	月~ 年	月〕〔)
関の受診 状況	()(年	月~ 年	月〕〔)
7700					
年・月	請求人の申述	資料No.		調査結果	資料No.
H30 年	娘が亡くなった後、娘の部屋に行	0		「最近仕事中に頭がぼ	_
11月	くと、部屋の中が散らかっていまし			えられなくなる。」と言	
	た。娘はきれい好きだったので、と ても娘の部屋だとは思えませんでし			彡先生は頭の回転が早レ そのようなことを話して	
	た。			います。その頃になると	
	また、睡眠薬が台所に散乱してい			しくなったような気もし	
	ました。娘が不眠だったというよう		す。		
	なことは聞いたことがありませんで		(常勤医 斉藤	· 泰豊 ・ 聴取書)	
	した。 電気やガス等の代金未払い分の請				
	電気やガス等の代金木払い方の調水書や振込用紙が未だ支払っていな		上杉先生は	元々身なりをきれいに	_清潔 □ ○
	い状態で郵便受けに入っていまし			たが、亡くなる直前頃に	
	た。娘は几帳面なので、期日を守ら		がぼさぼさのま	まま出勤していたように	
	なければならないことはしっかり守		ます。		
	る子でした。亡くなる直前の時期の ものであることから、娘は、生活を			亡くなったという日に、 うつかれた。ごめんね。	
	する上で必須の支払いを忘れてしま			というラインが私に入	
	うほど忙しく、精神的に追い詰めら		した。		<i>)</i> 50
	れていたのだと思います。			柿崎桃 聴取書)	
	(請求人)				

2-2 自殺の状況に関する事項

自殺の状況	自殺の手段							資料No.
	を 変のクロー	ーゼットの取	ス っ手にベルトを	かけて首を昇	引った。)	0
		_ > ,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, (10.11	0			
	白処古芸のよ	L->17						
	自殺直前の場	人化					\setminus	
							J	
	遺書の有無	: 有	· 無					
	遺書の内	内容)	
	検視者:	所属						
		職名		氏名				
	10 4		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	- dam.				
	検案医師:	所属	県立労働基準		学 化学			
		職名	医師	氏名	宇佐美	<u>他</u>		
	判定された列	 尼因						
							\rightarrow	
	直接死因:	:縊死						
							ノ	

出来事:	特別な出来事	事(極度の)長時間労働)	
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
R 1 年 10月~	娘が亡くなったのは、病院での長時間 労働が原因だと思っています。 娘の時間外労働は提出した「亡景子の 時間外労働」のとおりで、病院で勤務を 開始して以降、毎月時間外労働が 100 時間を超えていました。娘は病院のそばの 寮に住んでいたため、全てを仕事に捧げ ていたのだと思います。 (請求人)	0	上杉先生の電子カルテのアクセスをみると、投薬や処置、処方のオーダー、サマリーの記載等、電子カルテを開いている時間のほとんどが患者の治療に必要なことを行っている記録になっています。(中略) 土日も医師が出勤して病棟の回診を行っていたと認識しています。(院長 長尾謙 聴取書)	0
			産婦人科のほとんどの医師が産婦人科の日中業務を終えた後に、日中にできなかった仕事をしていました。(中略) 土日も多くの医師が出勤していました。上杉先生も出勤していたことが多かった印象です。(中略) 夜間は、救急が急患の対応、入院患者の急変、お産等の対応をしていましたが、産婦人科の当直医が呼ばれることがありました。(医長 直江政綱 聴取書)	0
			私に限らず、上杉先生を含め、ほとんどの先生が17時30分以降に日中積み残した仕事を行っていたと思います。 17時30分以降は、救急が急患等の対応をしていましたが、急患やお産が重なって救急だけでは足りない時には当直医や残っている医師が応援に入ることもありました。(中略) 上杉先生も私と同じで、ほとんどの土日に出勤していました。 (常勤医 斉藤豊 聴取書)	0
初中中中			17 時 30 分に産婦人科としての仕事が終わった後に日中できなかった仕事をしていました。(中略) 常に人手が足りなかったので、私だけではなく、上杉先生も遅くまで仕事をしていた印象です。(中略) 休日はありませんでした。(中略) 上杉先生も土日に出勤していました。(レジデント 柿崎桃 聴取書)	

認定事実

被災労働者は後期研修医として産婦人科で業務に従事し、平日の時間外労働のみならず、土日等の休日にも病棟の回診を行う、週に1回程度当直(宿直)勤務に従事する等の実態が確認された。

上記の結果、発病前1か月に164:21時間の時間外労働が認められた。

4-1 業務以外の心理的負荷の有無及びその内容

出来事:		なし		
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No
忍定事実		l l		

4-2 個体側要因の有無及びその内容

個体側要因 (有 ・	無)		
上記が有の場合その内容			

5-1 主治医・産業医等の意見

主治医の意見書	(概要)	資料No.
〔有・無〕		
産業医意見書	(概要)	
〔有・無〕		
_		
専門医意見書	(概要)	
(請求人提出)		
〔有・無〕		
\ 11 <u>[11</u> /		

部会

専門医

(監督署長依頼)

の意見書

(地方労災医員の意見書)

1 発病時期・疾患名

上杉は平成 30 年 11 月 10 日、自宅の寮で首を吊り死亡した。死体検案書によると「直接死因:縊死」「手段及び状況:寮のクローゼットの取っ手にベルトをかけて首を吊った。」と記載されている。

また、遺書は確認されていないが、亡くなった日とされる日中、同僚のLINEに「もうつかれた。ごめんね。あとはよろしく。」と上杉から送信されていることが確認されている。 上杉の父、上杉景信(以下「父」という。)によると、要旨「娘が亡くなったのは、病院での長時間労働が原因である」ことから自殺に至ったと申し立て、労災請求に及んでいる。

父は、上杉の心身の変調について、要旨「(死亡後) 部屋の中が散らかっていました。(中略) 睡眠薬が台所に散乱していました。(中略) 電気やガス等の代金未払い分の請求書や振込用紙が未だ支払っていない状態で郵便受けに入っていました。亡くなる直前の時期のものであることから、娘は、生活をする上で必須の支払いを忘れてしまうほど忙しく、精神的に追い詰められていたのだと思います。」と申述している。

事業場関係者は、要旨「亡くなる直前頃には髪がぼさぼさのまま出勤していた」「「最近仕事中に頭がぼーっとして何も考えられなくなる。」と言っていた」「表情の起伏が乏しくなった」と申述している。

以上の情報等を斟酌して、上杉の心身の変調をICD-10の診断ガイドラインに照らし、疾患名及び発病時期について検討すると、父の申述から、死亡後、上杉の自宅には大量の睡眠薬があったこと、公共料金の支払いを滞納していたことが確認されている。また、同僚は平成30年11月頃の上杉の様子について、「亡くなる直前頃には髪がぼさぼさのまま出勤していた」「「最近仕事中に頭がぼーっとして何も考えられなくなる。」と言っていた」「表情の起伏が乏しくなった」と申述している。

これらの情報から、死亡前には不眠、易疲労感、集中力や注意力の減退、興味と喜びの喪失等の諸症状が出現していたと考えられ、結果として平成30年11月10日に自殺に至った経過から、明確な判断は困難であるが、遅くとも自殺直前にはF3の「気分(感情)障害」を発病したと考えるのが妥当である。また、当該精神障害によって、正常な認識、行為選択能力が著しく阻害され、又は自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態に陥ったものと判断される。

2 業務要因の検討等

上杉は、産婦人科の後期研修医として、発病前の1か月におおむね160時間を超える極度の長時間外労働を行っていたことが確認されている。この出来事は「特別な出来事」に該当することから、心理的負荷の強度は「強」と判断される。

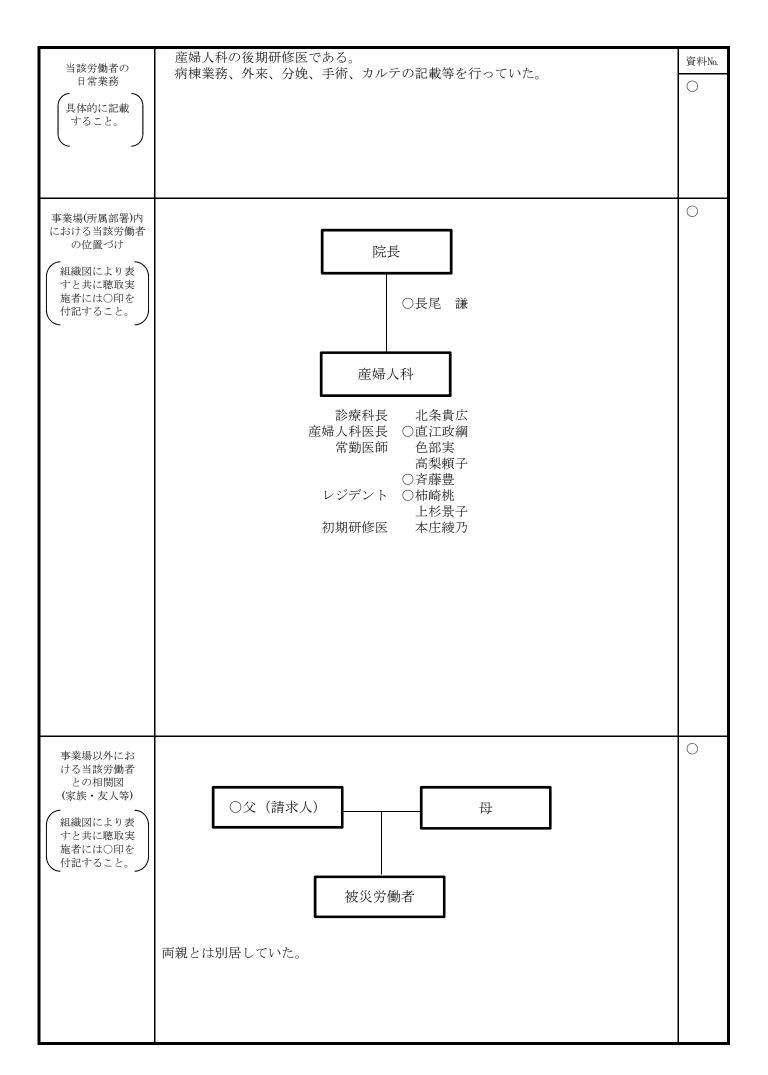
- 3 業務以外要因及び個体側要因の検討 業務以外要因及び個体側要因については確認されていない。
- 4 結論

前記2及び3を勘案し、本件について、業務上として処理するのが適当である。

一以上一

6 就業条件等一般的事項

学歴	最終学歴〔中学校・高等学校・大学・大学院・その他 () H28年3月 卒業・中退〕	資料No.
職歴 直近のもの から記載 すること。	事業場名 職種 [県立労働基準病院] [H30年4月1日~H30年11月10日] [後期研修医 (レジデント)] [厚生会東京霞ケ関病院] [H28年4月1日~H30年3月31日] [初期研修医] [年月日~年月日] [0
現在の事業場に 雇入後の配属先 直近のもの から記載 すること。	配属先 職種 [産婦人科] [H30年 4月 1 日~H30 年 11 月 10 日] [後期研修医 (レジデント)] [年 月 日~ 年 月 日] [] [年 月 日~ 年 月 日] [] [年 月 日~ 年 月 日] [] [年 月 日~ 年 月 日] []	0
所定労働時間、 所定休憩時間、 所定休日等 当該労働者に ついて記載 すること。	所定始業時刻: 8時30分 (1 周間) 40時間30分 (1週間) 40時間30分 (1週間) 40時間30分 所定休憩時刻: 時分 ~ 時分 (休憩時間 1 時間 00 分) 所定休日: ①週休1日制 ②週休2日制 ③カレンダー等により指定 ④その他 特記事項	0
	労働時間制度: ①1ヶ月単位の変形労働時間制 ②1年単位の変形労働時間制 ③フレックスタイム制 ④裁量労働制 ⑤ その他 特記事項 通常の労働時間制度の適用である。	
	勤務形態: ①日勤勤務 ② 2 交代制(日勤・夜勤) ③ 3 交代制④その他 特記事項 週に1回程度当直(宿直)業務がある。 雇用形態: ①正規職員・従業員 ②契約社員 ③派遣労働者 ④パート・アルバイト ⑤その他	
	出退勤の管理の状況: ①タイムカード ②出勤簿 ③管理者による確認 ④本人の申告 ⑤その他 特記事項 その他特記事項:	



7/TV	Pole	T.AT
官	和	No.

 \bigcirc

(労俑	助時間	引の	把握	方法)	

□ タイムカード

□ 出勤簿・業務日報等

□ 施錠記録·警備記録等

□ 本人の申告

□ 管理者による確認

☑ 上司・同僚からの聴取

□ その他 (産科週間スケジュール表、手術記録、当直日誌、電子カルテ)

(労働時間の推計方法)

事業場関係者の聴取内容は、「上杉景子事案にかかる労働時間推計に当たっての聴取等の整理表」としてまとめた。

1 所定労働時間について

勤務表が作成されていたが、労働実態を伴ったものではなかった。

所定労働時間は、産科週間スケジュール表及び事業場関係者の申述から、8時30分から17時30分 (水曜日は、8時から17時30分)までと推計した。

2 時間外労働について

労働時間は、勤務時間申請書(自己申告)により把握していたが、被災労働者に係る勤務時間申請書は提出されていなかった。また、事業場関係者は、正しい労働時間を申告していなかったと申述している

被災労働者の時間外労働は、手術記録、当直日誌、電子カルテのアクセス記録を基に推計した。具体的には、所定労働時間外の手術室への入室から退室まで、電子カルテへのログインからログアウトまでの時間を労働時間として推計した。

8時30分のカンファレンス開始前に電子カルテにアクセスしていた履歴が確認されているが、事業場関係者の申述より、カンファレンス後に行う病棟の回診前に入院患者の最新の状態を確認しておく必要があったため、電子カルテにアクセスする必要があったことが確認された。

これは、始業時刻前から労働に従事することが余儀なくされていたものであるから、労働時間と評価した。なお、午前中に手術がある日については、8時30分までに手術室に入室し、手術に伴う準備を行った後、9時から手術を開始していたため、8時30分を始業時刻と評価した。

3 休日労働について

休日は、土曜日、日曜日、祝祭日とされていた。

事業場関係者の申述によると、被災労働者は、休日にも午前中に病棟の回診等の業務を行っていた。 土日、祝祭日に電子カルテへのアクセス記録がある場合には、電子カルテへのアクセス記録により 労働時間を推計した。具体的には、電子カルテへの最初のログイン時刻を始業時刻、電子カルテの最 後のログオフ時刻を終業時刻と推計した。電子カルテの記録を基に被災労働者の行動を推定すると、 被災労働者は、出勤後、電子カルテで入院患者の情報を確認し、病棟の回診を行い、回診後、再度電 子カルテにログインしていたものと評価した。

4 休憩について

事業場関係者の申述より、原則所定労働時間内に1時間休憩したものと推計した。ただし、手術記録、電子カルテへのアクセス記録より、所定労働時間の間に1時間の休憩を取得できていないと判断される日については、手術記録、電子カルテへのアクセス記録に基づき休憩時間を推計する。

事業場関係者の申述を基に、平日の夜や休日の昼等に電子カルテへのアクセスが 30 分以上途切れている場合や手術室の退出時刻と電子カルテのログインの間に 30 分以上の乖離がある場合には、次に電子カルテにログインするまでの間、休憩を取得していたと推計した。

5 当直について

被災労働者が当直に従事した日は当直日誌により特定した。

当直中に急患や分娩に対応した場合には、その記録が当直日誌に記載されているものの、対応に要した時刻や時間数は当直日誌には記載されていなかった。

当直日誌の記録により急患等に被災労働者が対応した日は、手術記録、電子カルテへのアクセス記録により労働時間を推計した。具体的には、手術室への入室から手術後の電子カルテからログアウトまでは通常の労働に従事したと評価した。

以上から、「労働時間推計表」を作成し、労働時間推計表を基に労働時間集計表を作成した。

労働時間集計表 (11月7日 ~ 10月9日)

(発病前(1)か月目)

	労 働 時 間 (始業~終業)	1 日 の 拘束時間数	1 日 の 労働時間数	総 労 働時 間 数	時間外 労働時間数
11 / 7 (水)	8:00 ~ 19:30	11:30	10:30	1	6 = 1 - 40
11 / 6 (火)	8:30 ~ 23:11	14:41	13:10		
11 / 5 (月)	8:02 ~ 23:51	15:49	13:57		
11 / 4 (日)	9:17 ~ 14:36	5:19	5:19	76:18	36:18
11 / 3 (土)	8:42 ~ 15:49	7:07	6:32	70.10	30.16
11 / 2 (金)	8:30 ~ 22:41	14:11	12:32		
11 / 1 (木)	7:45 ~ 23:03	15:18	14:18		
10 / 31 (水)	8:00 ~ 23:40	15:40	13:57	2	7 = 2 - 40
10 / 30 (火)	8:30 ~ 18:59	10:29	9:29		
10 / 29 (月)	7:23 ~ 23:09	15:46	14:05		
10 / 28 (目)	~			69:04	29:04
10 / 27 (土)	8:32 ~ 16:22	7:50	6:57	03.04	23.04
10 / 26 (金)	8:30 ~ 22:37	14:07	12:30		
10 / 25 (木)	7:32 ~ 20:38	13:06	12:06		
10 / 24 (水)	8:00 ~ 22:26	14:26	12:44	3	8 = 3 - 40
10 / 23 (火)	8:30 ~ 21:06	12:36	11:36		
10 / 22 (月)	7:59 ~ 29:37	21:38	15:17		
10 / 21 (日)	9:10 ~ 15:04	5:54	4:52	79:41	39:41
10 / 20 (土)	8:43 ~ 17:20	8:37	7:27	79.41	39.41
10 / 19 (金)	8:30 ~ 22:33	14:03	13:03		
10 / 18 (木)	7:37 ~ 24:07	16:30	14:42		
10 / 17 (水)	8:00 ~ 22:17	14:17	12:43	4	9 = 4 - 40
10 / 16 (火)	8:30 ~ 19:47	11:17	10:17		
10 / 15 (月)	7:47 ~ 21:32	13:45	12:45		
10 / 14 (日)	9:30 ~ 16:30	7:00	6:15	79:45	39:45
10 / 13 (土)	8:50 ~ 16:35	7:45	7:45	13.40	J9·40
10 / 12 (金)	8:30 ~ 30:04	21:34	17:09		
10 / 11 (木)	8:04 ~ 22:38	14:34	12:51		
10 / 10 (水)	8:00 ~ 23:15	15:15	13:30	5	10 = (5) - 8)
10 / 9 (火)	7:47 ~ 23:36	15:49	14:03	27:33	19:33
	-1			1~5	⑥~⑩
合	計	375:53		332:21	164:21
		313.33		334.41	104.41

(発病前2か月目以前は省略した)

I		
51、動時間推計表	:成30年10月	
\mathbb{K}	計	

光側時间推計表示表示6年10日		開出や「みな	田田		1	批效丰	11		4. 据当鱼	37 43					がっていま	ıļ			
十八人 10 十		あたし	/- FFT IE			判代	¥					- 71K 7 I	7		□	147	I		
日付曜日	- 始業時刻] 終業時刻	休憩	労働時間	川	始業時刻	終業時刻	入室	说室	入蜜	说室	מ業刑 ログイン ログ	7 4 1	ロガインロ	ログアウト	※ 米後ログイン	• WH	ログイン	ログアウト
1H F	8:05	23:01	1:46	13:10		8:30	17:00					8:05	7		17	: 03	1		
\bigcirc 1	8:30		1:41	11:56		00:6	17:30	8:23	12:18	13:30	15:17				19:41	20:22	22:07		
	8:00	19:32	1:00	10:32	0	00:6	17:30					8:20			19:32				
	7:55		1:00	13:12		00:6	17:30	16:35	21:11			7:55		21:19	22:07				
	8:30		1:30	12:23		8:30	17:00	8:26	11:05	13:22	19:02			19:10	19:47	20:17	22:23		
10月6日 土	8:43		00:0	5:51										8:43	9:21	10:06	14:34		
10月7日 日	8:36	16:07	1:06	6:25										8:36	9:27	10:21	13:14	14:20	16:07
В 8																			
10月9日 火	7:47	23:36	1:46	14:03		00:6	17:30					7:47			19:31	20:17	23:36		
10月10日 水	8:00	23:15	1:45	13:30		00:6	17:30	15:40	19:23			8:18			19:57	20:42	23:15		
10月11日 木	8:04	22:38	1:43	12:51		00:6	17:30					8:04			19:10	19:53	22:38		
10月12日 金	8:30	30:04	4:25	60:21	0	8:30	17:00	8:25	15:20	21:42	29:36				18:17	29:46	30:04		
10月13日 土	8:50	16:35	00:0	7:45										8:50	9:19	10:03	12:07	12:24	16:35
10月14日 日	9:30	16:30	0:45	6:15										9:30	13:42	14:27	16:30		
10月15日 月	7:47	21:32	1:00	12:45		00:6	17:30					7:47			21:32				
10月16日 火	8:30	19:47	1:00	10:17	0	00:6	17:30	8:24	10:47	13:12	16:03				19:47				
10月17日 水	8:00	22:17	1:34	12:43		8:30	17:00					8:21			17:37	18:04	20:03	20:37	$22\!:\!17$
10月18日 木	7:37	24:07	1:48	14:42		8:30	17:00					7:37	8:20		19:37	20:25	22:04	22:13	24:07
10月19日 金	8:30	22:33	1:00	13:03		00:6	17:30	8:27	9:45	13:10	16:35			17:42	22:33				
	8:43	17:20	1:10	7:27										8:43	8:57	9:29	13:10	14:20	17:20
10月21日 日	9:10	15:04	1:02	4:52										9:10	9:21	9:53	12:15	13:17	15:04
10月22日 月	7:59	29:37	6:21	15:17	0	00:6	17:30	21:24	23:44	26:48	29:04	7:59	8:26		18:25	23:52	24:26	29:10	29:37
10月23日 火	8:30	21:06	1:00	11:36		8:30	17:00	8:29	11:12	13:27	17:40			17:53	21:06				
10月24日 水	8:00	22:26	1:42	12:44		00:6	17:30					8:15	8:29		18:35	19:17	22:26		
10月25日 木	7:32	20:38	1:00	12:06		8:30	17:00					7:32		17:50	20:38				
10月26日 金	8:30	22:37	1:37	12:30		8:30	17:00	8:23	10:57	13:28	16:11				19:52	20:29	22:37		
10月27日 土	8:32	16:22	0:53	29:9										8:32	8:47	9:56	12:04	12:57	16:22
10月28日 日																			
П	7:23		1:41	14:05		00:6	17:30	16:50	20:16			7:23	8:18	20:57	23:09				
10月30日 火	8:30		1:00	9:29	0	00:6	17:30	8:26	10:47	13:22	15:17				18:59				
10月31日 水	8:00	23:40	1:43	13:21		8:30	17:00					8:17		17:34	20:19	21:02	23:40		
十四 クロチ	1.1771	ハノスのナ	HO 光 N	茶竹~甘	口語イ	今題	担せた日	日本海ぶ	キスキ	み 0時の	77 417/ 06410	希 智							

水曜日は、合同カンファレンスのため、8時に始業、火曜日、金曜日は、原則手術があるため、8時30分に始業。 「勤務表」は、勤務表のシフトを記載したもの。 「手術記録」は、手術室への入室時刻、退室時刻を記載したもの。 「電子カルテ」は、電子カルテにログイン、ログオフした時刻を記載したもの。所定労働時間外についてのみ記載した。 所定終業時刻の17時30分以降継続して電子カルテにアクセスしている場合には、ログアウトの時刻のみ記載した。

電子カルテは患者ごとにログイン、登録、ログアウトを繰り返すため、ログオフからログインまで15分未満のものは継続して使用していたものとして記載した。 所定労働時間外に電子カルテへのアクセスが30分以上途切れている場合は、次の電子カルテのログインまでの間、休憩していたものと評価した。 休日は、出勤後、電子カルテを閲覧してから、病棟の回診を行っていると考えられるため、朝ログアウトし、次にログインするまでの間は病棟回診の時間(労働時間)と評価した。

		ログアウト			15:49		23:51																									
		ログイン			13:14		20:56																									
	・休日	ログアウト	23:03	22:41	12:39	14:36	20:04	23:11																								Ī
アブ	緩	ログイン	20:40	20:03	9:36	9:52	18:24	20:54																								Ì
電子カルテ		ログアウト 1	20:24	19:24	20:6	9:32	18:13	20:23	19:30	20:39	22:32																					İ
		ログインロ			8:42	9:17					18:25																					İ
	前	ログアウトロ								8:27																						İ
	始業前	グイン	7:45				8:02			90:8																						ł
	1	四年四		15:17				15:37			18:04																					ł
繳	1	₩ (13:20				13:15			13:29																					ł
手術記録	1			12:03				11:41			12:10																					ł
	1			8:27				8:23			8:23																					ł
#2		於来時刻	17:30	17:30			17:30	17:30	17:00	17:30	17:00			17:00	17:00	17:30	17:00	17:30			17:30	17:00	17:00	17:30				17:00	17:00	17:00	17:30	
勤務表			6:00	6:00			00:6	00:6	8:30	00:6	8:30			8:30	8:30	00:6	8:30	6:00			00:6	8:30	8:30	00:6				8:30	8:30	8:30	00:6	
	11年								0																							İ
	5.664日共日日	为惻吁间	14:18	12:32	6:32	5:19	13:57	13:10	10:30	11:33	13:02																					f
1時間			1:00	1:39	0:35	00:0	1:52	1:31	1:00	1:00	1:00																					İ
認定した時間	か 米田 大川	? 耒 吁 刈	23:03	22:41	15:49	14:36	23:51	23:11	19:30	20:39	22:32																					1
.,,,,	- 5	炤莱時刻 幣	7:45	8:30	8:42	9:17	8:02	8:30	8:00	90:8	8:30																					ł
		曜日	*	金	Ŧ	Н	日	×	长	K	④	+1	Ш	A	メ	长	*	金	Ŧ	Н	月	¥	长	*	会	H	Н	A	メ	水	K	
平成30年11月		日付	11月1日	11月2日	11月3日	11月4日	11月5日	11月6日	11月7日	11月8日	11月9日	11月10日	11月11日	11月12日	11月13日	11月14日	11月15日	11月16日	11月17日	11月18日	11月19日	11月20日	11月21日	11月22日	11月23日	11月24日	11月25日	11月26日	11月27日	11月28日	11月29日	

上杉景子事案にかかる労働時間推計に当たって	の聴取書等の整理表
杉景子事案にかかる労働時間推計に当た、	4
杉景子事案にかかる労働時間推計(5
杉景子事案にかかる労働時間推計(N
杉景子事案にかかる労働時間推計(汌
杉景子事案にかかる労働時間推計(Ŋ
杉景子事案にかかる	間推計(
杉景子事案にかかる	莊
杉景子事案にかか	20
	杉景子事案にかか

産婦人科レジデント 柿崎桃	所定勤務が何時から何時までだったのかわかり (本人・類 8年830分に分ソファレンをするとこ るから1日がまり、仕事が終わったも勤務終了 と言う認識しかありませんでした。 と言う認識しかありませんでした。 いました。日本記録中名ように言われていました。 が、忙しいこともあり、私はまとめて配載するに が、忙しいこともあり、私はまとめて配載するに とが、作しいこともあり、私はまとめて配載するに によったと思います。毎日何時まで まり正確ではなかったと思います。毎日何時まで まり正確ではなかったと思います。毎日何時まで ので、記録満れがかったと思います。毎日何時まで ので、記録満れがかりましたし、残業の上限時間 が決められていました。上限は、月60 時間の残業でしたが、いちいました。上限は、月60 時間の残業でしたが、もちと働いていた印象で す。所なると思いますが、休憩中に1口が必要なエ だはなると思いますが、休憩中に11口が必要なエ フィを活道するために通るようなこともありました。	私は7時45分位に出動して回診に備えて入院患者の反射後を電子ケルテー度にして、ほとんりの医師が早めた出動して電子カルテーを認りていました。これました。そのようにしないと回診に間に合わないからなか、カンファレンスを行い、病様の回診をしていました。 単の あから 1時頃まででした。 外来は、午前中旬から 15時頃まででした。 17時頃から 夕かの回診を行い、特に何もなければ17時頃から 夕かの回診を行い、特に何もなければ17時30分頃に産婦人科の日常業務は終了でした。 ただ、産婦人科ではお確のタイミングがランダムだったり、手術が長引くこともあったり、急患が遅れてきたりと発発的なことが良く起こるのりました。	ただいまお示しの「産料週間スケジュール表」 のとおりのスケジュールで動いていました。 水幅の朝 8時から小児科と合同でカンファレン スがありました。 は、木の15時頃からカンファレンスを行っていました。 ました。 入院患者の手術は水、金でした。手術の日は、 8時30分年子衛語に入り、端備をして、9時から 手術を行っていました。 8時20分年で表記に入り、職構入して、9時から 手術を行っていました。 8時20分年である。	体態については、その時の患者対応にもよるた ときもあれば、まとめて取れない時もあります。 ときもあれば、まとめて取れない時もあります。 30分程度しか体態が取れない目もあったと思いますが、それがいろうたと具体的に示すもありは一ちのは する。それは、大体には帰版体観できていた目のは もりません。大体には帰版体観できていた目のます。 なません。大体には帰版体をできていた目のます。 をはた、その時には、時間をが増せるりまし た。その時には、時間をが増いない。 でまで働いている時には、仕事のきりがいいと ころで、夕食を食べていました。夕食の時間は、 少なくとも30分化さったと思います。上が先生が とうだったのか、あまり配修にありませんが、多 くの医師がどこかのタイミングで30分以上は夕飯
産婦人科常勤医 斉藤豊	所定の勤務時間がどのように決まっていたのも、わかりません。 も、わかりません。 ほぼ毎日出勤していたので、所定のシフトが りったとしてもそれ以上に働いていたと思います。 一般業申請は、勤務時間申請者を提出していました。 のまました。 のままを開催していました。 とい時間で申請していました。 とい時間で申請していました。 とい時間で申請していました。 を開まてで、それ以上は申請した。 を開まてで、それ以上は申請した。 を開まてで、それ以上は申請した。 まました。 本語していました。 中語していました。 神論していました。 神論していました。 神論していました。 神論していました。 神論には30時間出入ので言様していました。 神論していました。 神論していました。 神経には30時間出入の時間を少なく調機して 神器には30時間はかないようにと言す 神経には30時間出入のでは、 神経には30時間出入りできました。 は20年	のからからからからからからからから ない かい かい かい かい かい かい かい かい かい から かっかい かかい かかい かかい かい かい かい かい かい かい かい かい か	本曜日は、8時から小児科との合同カンファがありました。 ありました。 人院最着の手術は大幅と金曜でした。大体は、 午前、午後に1件ずつでした。 月曜と本場に徐前のカンファレンスを入念に 行っていました。月曜と本職のカンファレンス は、15時からでしたが、その日の状況により開始 が選くなることもありました。	体態は1時間とれた時も1時間取れなかったときもあったと思いますが、基本的に打場間取れて、以上的です。またって1時間とれない時は、10分ました。 20分から45分くらいだったと思います。 40分から45分くらいだったと思います。 40分から45分くらいだったと思います。 40分から45分くらいだったと思います。 40分から45分くらいだったと思います。 40分から45分くらいだったと思います。 40分から45分くらいだったと思います。 60分から45分くらいだったと思います。 60分から45分くらいだったものだった。
産婦人科医長 直江政綱	あな 書か 書い 参 につじ	の様々な なん なん なん なん なん なん とく とく とく とく こう かん とい なん かん はん かん かん かん かん かん かん なん なん なん なん なん なん なん なん なん なん なん なん なん	ただいまお示しの「産料週間スケジュール表」 のとおりのスケジュールで動いていました。 水幅の朝 8時から小児科と台同でカンファレンスを行っていました。 1 厢と大権の15時頃から手術前のカンファレンスを行っていました。 7 成場でのでいました。 大陸患者の手術は大幅と金属でした。手術の目は、8時30分に手術室に入りました。手術は1 4 は、8時30分に手術室に入りました。手術は1件は、8時30分に手術強に入りました。手術は1 件は1 4	仕事柄毎日決まった時間に休憩が取れないこともありました。まとまって「時間の最休憩が取れない時には、グラの空いた時間に休憩を付きがようなことは自分の判断でしていいことになっていました。 ました。 上が先生が日々休憩をきちんと取れていたのか、私にはわかりません。
院長 長尾謙	労働時間は自己申告により把握していました。 当院は24時間出入りできました。 が院の出入り に I D等の管理はありませんでした。	医師は回診の前に入院患者の容態を把握しておうく必要があります。 産業人名の医師が申し送り後くで回診に行っため、申し送りの前に出動して電子カルテで患者の容態を確認する必要があったということは理解ができます。		体態は12時から13時の1時間でした。時間とおりに機急を積やきなかった場合には、時間をすらして取得して取得しても良いことになっていました。業務の都合をみて、分割で取得することでも構い、業化の、また、銀業規則増減に決まりばありませんが、幾準用は分の判断で食事をとる等の体態をはさむことも認めていました。
請求人	嫌亡くなったのは、病院での長時間労働が原因 たと思っています。 機の時間外労働に無出した「亡妻子の時間外労 種」のとおりで、病院で勤務を開始して以降、毎 用時間外労働いの時間を超えていました。 嬢は病 所のそばの寮に在んでいたため、全てを仕事に捧 げていたのだと思います。			

	体目はありませんでした。寿院では、土日、税 条目が作りなったと思いますが、実際には、土日 も勤務していました。 土曜日は、金曜に手術をした患者の術後の状況 を見て、緊急の計置が必要かどうかを確認してい ました。土日も午前中には寿様の回診を行ってい ました。 平日に記載できなかったサマリーを土日に作成 していました。 上杉先生も土日に出勤していました。	電子カルテは院内から1 でした。 でした。 でした。 でした。 でした等のオーダーや記 がのかの時間帯で、電子かり がなかった時に上を光生が がなかった時に上を光生が にはわかりませんが、ダイ ちったのではないでしょう	銀のカンタフィンメの前に、入院患者の最新の 大様を電子カルテで確認していました。カンファ レンスのすべ後に海棒の回診があったからです。 (中略) 17時30分に産婦人科としての仕事が終わった後 17日中できなかった仕事をしての仕事が終わった後 17日中できなかった仕事をしていました。 カルテへの記載はその部度行うことが原則なのですが、日中忙しく、産婦人科としての業務が終 カルテへの記載はその部度行うことが原則なのですが、日中忙しく、産婦人科としての業務が終 すった後にまとの記載はその部度行うことが原則なのですが、日中忙しく、産婦人科としての業務が終 す。17時30分以降の急患やお産は、救急が対応する 1.2時はは、呼び出しを受けることが多かったで がい時には、呼び出しを受けることがありました。 常に人手が足りなかったので、私だけではな 常に人手が足りなかったので、私だけではな たく、上杉先生も夜遅くまで仕事をしていた印象です。	当直は週1回程度割り振られ、17時30分から翌 日の8時30分末での原 当庫中の患者の対応の頻度や時間は、その時々 の状況によるので、一概に言えませんが、多くは 呼び出しちなくすと寝くいられます。突発的に がな今急曲が入り、ずっと対応したければならな いような目もありましたが、頻度としては少ない 日象です。 当直の記録は当直日誌に記載していました。 事 術をすれば、垂子カルテに執たを記載していました たをすれば、電子カルテに対応を記載していました。 たので、上杉先生の当直中の動きはそれらの記録 をみればある程度は分かるのではないかと思います。
産婦人科常勤医 斉藤豊	レイいましたのな、休日 本間だった。上日 本間だったことが発どって、 が後の患者さんの様 で、術後の患者さんの様 田当を引き継ぐという仕 間外でも休日でも担当医 が多かった印象です。 、ほとんどの土日に出勤	電子カルテは院内からしかアクセスできませんでした。 のした。 のしないは存むの患者に関する影様内容や行った措 でした。 ました。 ました。 ました。 ました。 ました。 ました。 ました。 ま	電子カルテへの配載等を目中に行う時間がなったので、「海柱業務が終わったので、「海柱業務が終わったのでした。 た。私に限らず、上おが終わるもの、ほとかどの た生が17時30分以降に日中積み残した仕事を行っていたと問います。 ていたと別以降は、教舎が急患等の対応をしていましたが、急患や分娩が重なって教急だけでは起りない時には当直医や残っている医師が応援に入ることもありました。	当直は、17時30分から翌8時30分までで、当番の日には海球内の当直連で仮服していました。 産婦人科の当直は、寝当直と言われ、一度もの 労出されることがないような目が多い印象です。 当直中に急を分娩の対応を行かった場合に は、一直の記録していました。また、場合に は、自直日誌に記録していました。また、また、 やテにも登録しますので、上杉先生が当直してい た日のそれらの記録をみれば、当直中に労働した 時間が分かるはずです。
産婦人科医長 直江政綱	士日も多くの医師が出勤していました。上杉先生も出勤していたしたが多から打撃です。 中も出勤していたしたが多から打撃です。 午前中に、受け特ちの入院患者の回診をしていました。平日に比べれば、勤務時間は少なからた と思います。	上杉先生の電子カルテのアクセス配録をみる と、安け春りの選者に関するものばかりで、処 で、安け春りの選者に関するものばかりで、処 が、処方等のオーダーや診療・事所の記録、サー リーの記載などを行っていた履歴になっています。上杉先生が電子カルデにアクセスしていた時間は、労働時間と考えていただいていいと思います。電子カルテは、15分以上無操作状態が継続すると自動的にログアウトする仕組みでした。	- 朝のカソフィレンスが格まる前に受け特ちの題 着の状態を電子カルティ離認しておくということ 北必要なことでした。(中略) 産婦人科のほとんどの医師が産婦人科の日中業 産婦人科のほとんどの医師が産婦人科の日中業 な客を終えた後に、田中できたかった仕事をして いました。具体的には、電子カルラに、処方や オーダーを出す、サマリーや患者の所見を書く の仕事をしていたと思います。	当直は17時30分から翌8時30分まででした。蒋 紫場所は、工直筆で、当直筆にはベッド、テレ ど、冷藤庫、エアコン、ユニットバス等が備え付 力られていました。 を開発の対応をしていましたが、産婦人科の当屋 を開始があることがありました。ただ、多くの当 とでは、一直、三直目誌に記載することになっ こでは夜間に呼ばれることはなく、様でいられる こでは夜間に呼ばれることはなく、様でいられる こでは夜間に呼ばれることはなく、様でいられる ことが多い感覚でした。 上が多い感覚でした。 当日部との当直をあると、上杉先生は、10 和12日から翌3日にかけての当直と10月22日にかけての当直で急継令分娩の対応をした。 2832日にかけての当直でも高々分娩の対応をした。 2832日にかけての当直でも高々分娩の対応をした。 2832日にかけての当直でも高々分娩の対応をした。 2832日にかけての当直でも高々分娩の対応をした。 2832日にかけての当直でもはりま2日にが でったのではないかと思います。
院長 長尾謙	上日も医師が出勤して病棟の回診を行っていた と認識しています。 上杉先生がいた当時は、自分の担当する患者の ことは時間外でも休日でもなるべく自分で受け持 の休期でした。 現在では、チームで患者を受け持つ体制に変更 し、時間外や休日にはチーム内の医師に患者を引 き様で制にしていますので、上日の回診は交替 で行うようになっていますし、残業も以前より少 なくなっています。	上杉先生の電子カルテのアクセスをみると、投棄や処置、かわのオーダー、サマリーの配職等、着子がの子を開いている時間のほとんどが患者の主す。 す。 中の選い時間や土日にも電子カルテへのアクセスや記録が確認されていて、その均容は受け存ちのの過からままでの患者に関することですので、自分の勉強や研究のために行っていたことではないと思います。		当直は17時30分から翌8時30分まででした。宿 値の割可は青むりを付ています。 確解人材の当直は、何も対応することがない日 が多いのですが、敷急で対応しきれない分娩や急 場が発生すると、当直中に対応しなければならな いようなこともあります。 当直には当直手当をつけていましたが、医師が 当直には当直手当をつけていましたが、医師が ことを私は知っていましたが、医師が ことを私は知っていましたが、
計分人		循子々ノテ		